

会計年度任用職員の公募によらない再度任用の上限回数撤廃について

 会計年度任用職員の公募によらない再度任用の回数に上限を設けているところ、上限回数を撤廃する。

内 容

1 趣 旨

本区では、会計年度任用職員制度の導入以降、公募によらない再度任用の上限回数を4回までとしてきた。

令和6年6月に国における非常勤職員制度について、公募によらない再度任用の上限回数が撤廃されたことを踏まえ、本区においても、行政サービスの提供を支える有為な人材の安定的な確保の観点から、公募によらない再度任用の上限回数を撤廃する。

2 規定の整備

現行	改正後
上限回数を4回までとする	上限回数を撤廃する

3 改正を要する規則等

中央区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年12月20日規則第23号）

中央区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年12月11日教育委員会規則第9号）

中央区会計年度任用職員の任用等に関する要綱

中央区教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する要綱

中央区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する要綱

4 施行予定日

令和7年4月1日